

政 法 第 7 5 6 号  
答 申 第 3 9 1 号  
平成26年6月24日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年2月2日付け建不第978号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第472号

平成24年1月20日付けで異議申立人から提起された、平成24年1月17日付け建不第933号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成24年1月17日付け建不第933号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取消し、対象文書の開示決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 開示請求した行政文書は、特定の株式会社（以下「特定会社」という。）の建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に係る貸借対照表（開始貸借対照表を除く。）である。
- (2) 平成23年8月16日、特定会社は、実施機関に対して一般建設業の許可を申請し、平成23年9月20日、実施機関は、特定会社に対して、一般建設業の許可処分を行った（建設業の許可事実）。
- (3) 実施機関が当該行政文書（貸借対照表）を不開示とする理由は、「開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を取得したことがないため）」である。文書の存否応答拒否ではない。
- (4) 法第6条及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）第4条の規定により、一般建設業の許可申請書の添付書類は、貸借対照表を含むことが明らかである。

特定会社は、平成23年8月16日に一般建設業の許可を申請しているが、決算期が毎年6月末日であり許可申請日時点において最初の決算期から4月を経過していない（平成22年に会社を設立）との事由から、貸借対照表ではなく開始貸借対照表を実施機関に提出したと推測される。

仮に特定会社の一般建設業の許可処分が平成23年6月以前であれば、法第11条及び施行規則第10条の規定により、特定会社は、平成23年10月末迄に貸借対照表を実施機関に提出することが通常である。仮に特定会社の一般建設業の許可の申請が平成23年11月1日以降であれば、法第6条及び施行規則第4条の規定により、特定会社は、許可申請時に貸借対照表を実施機関に提出することが通常である。つまり、一般建設業の許可申請が2カ月程度遅いか、もしくは早ければ、特定会社は貸借対照表を提出していることが疑う余地無く確実であったといえる。

実施機関が、法第6条、法第11条、施行規則第4条、施行規則第10条をどのように解釈・運用しているかを異議申立人は知らないが、前述のような状態を踏まえると、

- ① 平成23年6月末日、特定会社は、初めて決算期を迎える。
- ② 平成23年8月16日、特定会社は、貸借対照表の代わりに開始貸借対照表を実施機関に提出し、一般建設業の許可を申請した。
- ③ 平成23年9月20日、実施機関は、特定会社に対して一般建設業の許可処分を行った。
- ④ 平成23年10月末（決算期から4月経過）迄に、①、②のために貸借対照表を提出していない特定会社は、貸借対照表を実施機関に提出する。

という過程が自然である。

それ故、実施機関は、貸借対照表を保有している可能性が十分にある。

以上（1）から（4）により、実施機関は、当該行政文書を保有している可能性がある。

仮に保有していないとすれば、法第1条に掲げる目的に則していないと考える。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件の開示請求年月日は平成24年1月8日であり、請求内容は、法に係る特定会社の貸借対照表（開始貸借対照表を除く）（以下「本件請求」といい、本件請求の対象となる行政文書を「本件対象文書」という。）である。

## 2 本件対象文書の特定

貸借対照表は、法第6条の規定に基づき、建設業の許可を受けようとする者が、許可申請書に添付して提出しなければならない。

また、建設業許可を受けて建設業を営む者（以下「建設業者」という。）は法第11条の規定に基づき、毎事業年度終了の時に作成した貸借対照表を、毎事業年度経過後4月以内に提出しなければならない。

本件請求の対象である特定会社が、法第6条の規定に基づき提出した貸借対照表は、新規に設立された法人等が使用する簡素な様式の「開始貸借対照表」であるが、当該「開始貸借対照表」は、異議申立人が本件請求に先行して行った他の開示請求により既に開示済みであり、本件請求の対象から除かれている。

したがって、本件対象文書は、特定会社が法第11条の規定に基づき提出した貸借対照表となる。

## 3 法第11条第2項の規定に基づく貸借対照表

建設業者は、法第11条第2項の規定により、毎事業年度終了の時に於ける法第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類及び国土交通省令で定めるもの（以下「事業年度終了届」という。）を、毎事業年度経過後4月以内に提出しなければならない。

貸借対照表は、施行規則第4条第1項第9号の規定により事業年度終了届として提出しなければならない書類のひとつであり、作成に当たっては、施行規則別記様式第15号を用いるよう定められている。

## 4 事業年度終了届に係る取り扱い

実施機関では、建設業許可を建設業者に通知する際に、事業年度終了を迎えた日から4月以内に事業年度終了届を提出するよう、許可後の注意事項としてその他の届出義務とともに文書で周知し、指導している。

建設業者が提出した事業年度終了届は、法第13条の規定により、実施機関が設ける閲覧所で公衆の閲覧に供している。

## 5 不開示の理由

本件開示請求があった平成24年1月8日の時点で特定会社は、事業年度終了届を提出していないため、実施機関は本件対象文書を取得したことがなく、また現在（平成24年4月5日時点）も取得していないので、本

件決定は妥当であると考える。

#### 6 異議申立人の主張について

異議申立人は、特定会社は平成22年7月に設立され、平成23年6月末に第1期の事業年度を終了するので、法第11条の規定に基づき同年10月末までに貸借対照表を提出することが自然であり、それゆえ本件対象文書を保有している可能性が十分にあること、また、仮に実施機関が本件対象文書を保有していないとすれば、法第1条に掲げる趣旨に即していないことを理由として、原処分を取消し、本件対象文書の開示決定をすべきと主張する。

##### (1) 第1期事業年度の貸借対照表を提出することが自然であるとの主張について

特定会社が建設業の許可を受け、建設業者となった日は、特定会社の第2期にあたる平成23年9月20日である。特定会社が「建設業者」としてはじめてむかえる事業年度終了の日は、特定会社の第2期の事業年度終了の日で、事業年度経過後4月の提出期限の日は、翌年の平成24年10月31日となる。

したがって、特定会社の第1期の事業年度については事業年度終了届を提出する義務はなく、また、提出義務の有無にかかわらず、実施機関は、本件開示請求があった平成24年1月8日の時点では本件対象文書を取得したことがないため、異議申立人の主張には理由がない。

##### (2) 法第1条の趣旨に反するとの主張について

法第1条の趣旨に反するか否かを問わず、実施機関が本件対象文書を保有していない事実は変わらないため、異議申立人の主張には理由がないと考える。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、上記第2の1及び第3の1のとおりである。

## 2 本件対象文書の不保有について

### (1) 法第6条の規定による貸借対照表

ア 一般建設業の許可を受けようとする者は、法第6条第1項第6号により規定される施行規則第4条第1項第9号により、許可申請書に貸借対照表を添付しなければならないとされている。

そして、特定会社は、平成23年8月16日に一般建設業の許可申請を行い、その際に添付した貸借対照表は、上記第3の2とおり、開始貸借対照表であったことが認められる。なお、当該開始貸借対照表は本件請求から除外されている。

イ 上記アの事情等から、異議申立人は、特定会社は、本来提出すべき当該特定会社の第1期終了時（平成22年7月会社設立であるから平成23年6月末）の貸借対照表を平成23年10月末（決算期から4月経過）迄に実施機関へ提出するのが自然であり、そうすることが法の趣旨に適っていると主張しているため、この点について以下検討する。

ウ 「建設業許可事務ガイドラインについて」（平成13年4月3日付け国総建第97号、国土交通省総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長あて。以下「ガイドライン」という。）によると、建設業許可の審査基準である「財産的基礎又は金銭的信用」（法7条4号）について、この基準を満たしているかどうかの判断は、「原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う」と記載されている。

エ 実施機関の説明によれば、許可申請書に添付する貸借対照表について、許可申請の時点では当該年度の貸借対照表は作成されていないため、申請時点で提出可能な開始貸借対照表で審査の上、許可したので、その後改めて第1期事業年度の貸借対照表を提出する必要はないとのことであった。

オ 上記エの説明は、ガイドラインの趣旨と適合するものであり、一般建設業許可の申請にあたり、特定会社から取得した貸借対照表は、開始貸借対照表以外には保有していない旨の実施機関の説明に、特段不

自然、不合理な点は認められない。

(2) 法第11条による貸借対照表

ア 法第11条第2項は、許可に係る建設業者は、毎事業年度終了の時における第6条第1項第1号及び第2号に掲げる書類その他国土交通省令で定める書類を、毎事業年度経過後4月以内に国土交通大臣又は都道府県知事に提出しなければならないと規定し、許可に係る建設業者は、施行規則第10条に掲げる書類(事業年度終了届)を提出しなければならないとされており、当該年度の貸借対照表も提出書類となっている。

イ 法第2条第3項は、「この法律において『建設業者』とは、第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。」と規定し、法3条第1項は、建設業を営もうとする者は、県知事等の許可を受けなければならない旨を規定する。

よって、法第11条第2項にいう「建設業者」とは、一般建設業等の許可を受けた建設業者を指すことは明らかであり、法第11条は、許可を受けた建設業者が、許可申請書の記載事項に変動を生じたとき、その他一定の事由が生じた時は、変更届出書その他の書面を許可行政庁に提出しなければならないことを義務づけた規定であるから、特定会社に事業年度終了届の提出義務が生じるのは、建設業者となった後に終了する事業年度のうち最初の決算時に係るものからと認められる。

ウ 特定会社が建設業者となったのは平成23年9月20日であり、その後終了する事業年度は、平成24年6月末である。そうすると、特定会社が建設業者として事業年度終了届の提出義務が発生するのは、平成24年6月末からであり、提出期限は、事業年度経過後から4月以内である平成24年10月末となる。いずれにしても、開示請求日である平成24年1月8日には提出されていないことは明らかである。

よって、実施機関が、本件請求時点において、本件対象文書を保有していない旨の実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

3 異議申立人の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、実施機関が本件対象文書を保有するとする特段の事情も認められず、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上のとおり実施機関が当該行政文書を保有していないとして不開示とした決定は妥当であると認められる。

#### 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年 月 日      | 処 理 内 容              |
|------------|----------------------|
| 平成24年2月2日  | 諮問書の受理               |
| 平成24年4月5日  | 実施機関の理由説明書の受理        |
| 平成26年3月25日 | 審議<br>実施機関から不開示理由の聴取 |
| 平成26年4月22日 | 審議                   |
| 平成26年5月27日 | 審議                   |

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

| 氏 名     | 職 業 等          | 備 考      |
|---------|----------------|----------|
| 荘 司 久 雄 | 城西国際大学非常勤講師    | 部会長      |
| 瀧 上 信 光 | 千葉商科大学政策情報学部教授 | 部会長職務代理者 |
| 日 名 子 暁 | 弁 護 士          |          |
| 湊 弘 美   | 弁 護 士          |          |

(五十音順：平成26年5月27日現在)